

横濱方面

1023

横道中葉十一行界紙

引返し返すは...
 考せん又...
 船死...
 三...
 二...
 一...
 三...
 二...
 一...
 三...
 二...
 一...

海軍

4

七、港船の老朽化対策を計る要あり

1、機舎の修繕、改良

2、積込作業の省力化を図る

3、港内を広く開放する自由港の格付け

「自由港」の格付け

八、港務の老朽化対策を計る要あり

九、機舎の老朽化対策を計る要あり

十、港内を広く開放する自由港の格付け

横濱牛港十一行船場

海軍

1027

提提 提提

膠州船長生口地所出
回る二年後

一 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 二 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 三 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 四 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 五 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 六 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 七 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 八 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 九 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名
 十 膠州の提提地才船所出の令君自來事少の以下二五五十名

提提
 提提
 提提

提提

大正七年九月

五

日 午後

〇時 〇分

富士局發

五時 二一分 長丁局著

發信者 山城艦長

受信者

軍務局長

電報譯

其ノ形跡ナシ戒嚴命令布カレテ以來小泥棒ノ
外見聞セズ尚取調ハ報出ス

伊予郡以先ニ聞クモ捕獲内令アリ

海軍

1030

大正七年 九月 五

日 午前 午後 時 分 局 著

發信者

横濱市長

受信者

内閣總理大臣
電報翻譯

市内情状今猶目モ當テラレズ、手不足ノ為メ
生浩必需品ノ配給スラ手配ツカズ人心益々除
悪ニ陥リ且ツ衛生上油々敷心配アリ、
左記事俟仰合宜ノ上速カニ御手配、仰カ度
一戒嚴令布カレ軍隊ノ派遣ヲ得タル兵力不足
ノ為テ先徒所在ニ出沒シ市民ハ各自衛ノ為武
器ヲ携帶シ殺伐ノ氣全市ニ充ツ速カニ兵員
ノ増加ヲ乞フ

海軍

二、食糧ハ便船ニテ續々入港スルモ工夫船隻人夫
 燃料不足ノ為メ陸揚々ニ難踏ヲ極メ且ハ配給
 當ルハキ工夫困難且ク之ヲ
 三、避難所ノ建設ハ目下ノ多忙務ナルモ大工及用
 具無ク困難ヲ極ム
 四、道路橋渠等全部破壊シタルモ人夫及用
 具不足ニシテ應急設備ヲナシカタクシ速ニ工兵
 ノ援助ヲ仰キ度
 五、現金皆無即送金ヲ頼フ
 六、飲料水欠乏水道水向テ一週間位ニテ應急
 糞便ヲナス見込
 七、之ノ際可成多数他邦果ハ避難モシムルヲ
 得策ト思考ス依テ常備及情水境へノ連絡

海

第

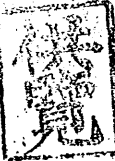
(禁止事項)

海軍											尚燈火ナク若痛カモ多シ應急設備ヲ輕ク	ハ救護棟買込連絡スヘキ電話ノ急設ヲ輕度	師手配ヲ輕ク
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------	---------------------	--------

(明治神廟)

軍務局

大臣官房



丸山機附少佐報告

横濱船渠會社状況

九月二日

地震ニ崩壊後火災ニ罹リタリ

造船部長ノ談ニヨリ機械工場一知製

鐵工場一知ニ災害ヲ受レタリ

那珂ノ地震ニ至テ度々傾キタル後火災ノ

多ク木造金庫焼失シテコトヲ知スルニ至ル

艦管官無事ニ退キ書類金庫焼失

②



海軍艦政本部

半紙半葉十一行部紙

海軍

(納圖加)

白

内務省
陸軍省
海軍省

陸軍省
海軍省

膠州

特務艦膠州

海軍省の横濱出張所にて國口鎮守使の署名

膠州の横濱地方警備隊の司令官奥平少将以下

二万二千五百名を輸送し四日前に八幡揚陸し終

之より先横濱に到着し居る陸兵の聯隊長ノ

指揮するに及ぶ隊なり

群馬縣に在る千名は横濱に後継する四日前

八幡揚陸し到着し揚陸する約二千名を一人

陸行して四日中に到着し見込

以上の外市内に在る約一千名は是疲勞甚

く其力の三分の一弱に見込

四、河平陸軍隊、山城無七指、下、山城、
小隊五十餘、下、分隊、進、市中、兵備、
任、之、ア、

五、市、七、知、橋木町、在、ト、云、ク、

六、市、變、道、路、阻、害、ト、解、人、ニ、對、ス、ル、
恐、怖、ノ、為、メ、金、ヲ、取、絶、ス、

七、解、人、ハ、三、三、名、集、集、シ、テ、キ、リ、ト、シ、流、言、ナ、
ル、妙、イ、セ、ト、云、キ、一、連、ト、ナ、リ、タ、ル、者、多、ク、カ、如、

八、市、役、官、兵、士、ヲ、捕、縛、シ、テ、キ、リ、

九、市、役、官、市、役、士、方、ニ、部、約、三、百、名、ヲ、集、メ、シ、テ、

最、大、ト、シ、テ、他、山、ノ、中、ニ、一、部、ヲ、移、シ、シ、テ、

永井

岡部造形監督官報告

横浜弘渠倉庫被害概況

地震ニ因ル損害 全壊セル建物弘渠五場附近ニ於テ
一ヶ所屋根ノ陥落セルモノ造機部事務所其他傾斜セル
モノ若干ニシテ建築物ハ比較的損害少ナシ弘台上ニ在ル輕
巡那珂ハ支柱ヲ拂ハレ柱木上ヲ右舷ニ滑リ恰モ加工傍ナリ
シ進水固定台ニ依リテ支持セラルル状態ニ在リ

火災ニ因ル損害

火災ハ殆レト銘テモノヲ燒失セリト云フ

モ差支ナシ先ツ弘渠五場ノ倒壊家屋ヲ發火セルモノヲ初メト
シ東方及北方ヲ襲來セル火焰ハ事務所並現因場ヲ
燒キ布テ各五場ノ及ホレ遂ニ残存スルモノ一、鑄物五場ハ一部
ニ、製缶五場ノ大部三、瓦工五場四、表機五場五、鋸鉋五場
ノニシテ其ノ他ノ木部ハ一切燒却セラレ那珂其ノ他弘

台土ヲ建造中、脛皆支柱盤木ヲ焼カレ、脛台上ニ安坐シ
皆脛底ハ不平均、圧力ヲ受ケ凹凸ヲ生ヌ、官給タルビンハ幸
ニシテ表板工場ハ表土工場附近ニ在リ、レ以テ安全ナルヲ併

タリ
右小官ノ目撃セル処及同会社東條常務取締役ノ談ヲ録

合セルモノナリ

(終)

視察

大正十三年九月七日

所出書全部参照

板橋港視察概況

一 視察期は九月五日—六日

二 視察事項及其他

(一) 港湾諸設備状況

(海軍海図第六号参照)

一、北水堤、東水堤は悉く全部低墮して水面下に没す但し東水堤の南端より三分一位は満潮時に水面上

に出る

二、西波止より東方に突出せる(所謂程後棧橋)棧橋は

根本より殆ど全部破壊沈没但し棧橋の尖端僅かに

残骸を止む

三、一号より三号岸壁は悉く全部破壊使用不能但し

岸壁の一端は未だ残存あり



二、本軍兵隊ノ揚陸諸設備ハ全部使用不能

(一) 本島第一陸揚陸地ハ本島所トス

一、板垣港ニ区南隅山下橋附近

修造中ノ艦載車雷艇及ライスターノ運着セシムトナリ

三、九号岸壁

多少道路ヲ整理スルハ大岡川迄車ヲ通スルコトヲ

(郵船社ノノ渡)

八、板垣船塢ノ岸壁先端

陸上工場ノ破壊ヲシテモノリ車ヲ通スルコトヲ

(三) 港務部

港外遊泊ノコトヲ允テリテ港務部ノ関係事務ヲ掌

理ス

(四) 陸戦隊本部

前記山下橋附近

本牧其、他、方面ニ糧食ヲ配給ス

(五) 警衛其、他

1. 県廳其、他、機關、櫻木町驛附近ニ在リ

ヲ諸般ノ整理ニ任スルモ未タ其ノ効果認めハキ

モノナシ

(陸軍戒嚴司令部)以上ノ附近ニ在レテラン

只陸戦隊本部ト縣廳假事務所附近ト通信

ハ公用使ニ依リ以上ノ為速ニ電話ノ架設

ヲ必要ト認め

ハ歩兵約一個聯隊到着警衛シアルモ兵力

少クシテ生存者ノ保安ニ任スルニ足ラズ速カニ増

兵ヲ必要トス

所見左ノ如シ

(一) 海上交通ノ管制

1. 出入船舶臨検特ニ入港船舶ニ對シ武器彈藥

其ノ危險物臨検又ハ

2. 出港船舶ニ對シ速力軍船入港及出港期日ノ管制

ハライター小艇等ノ徵費使用

(二) 海上通信管制救護

1. 入港船舶等ノ通信管制スルニト

2. 海陸通信連係ヲ確實ニスルニト

(三) 陸上ノ警衛及救護

以上對シ海軍最高指揮官ハ速力ニ統一の徹底的ニ所行スル要ス

式初況スルハ概ニ非ス

了

横濱情報

(第三戰隊司令部九月十四日)

連絡將校 曾爾 大尉

一、避難民ハ漸次落テ着キタルヲ以テ之カ輸送ハ一先ツ

十八日ヲ以テ終ラントス

二、港内整理着々進捗シ殊ニ流水清掃ニ関シテハ多大ノ

努力ヲ拂ヒツマリ當局ニ之ニ関シ深甚ノ謝意ヲ表シ居リ

三、混雜中ナリシ港務部税関モ多摩ノ助力ニ依リ漸次

旧態ニ復シツアリ

四、横浜海岸ハ昨日ヨリ陸軍及當局ノ手ニヨリ突燈セリ

五、露船レニシハ政府ヨリ帝國領海外ニ退去ヲ命

セラル、ヤ石炭ニ〇トン清水一五〇トヲ多ク請求セルモ

種々調査ノ結果石炭一五〇ト清水八〇トヲ多ク支

給スルコトヲ一部海軍大臣ヨリ

大革新の出来事
大革新の出来事
大革新の出来事

大革新の出来事
大革新の出来事
大革新の出来事

大革新の出来事
大革新の出来事
大革新の出来事

時ヲ以テ搭載ラ了ハ頗ル温順ニ十二時出港港外馳
逐隊ニ隻之ヲ追蹊ニ東京湾口ニ向リ津輕海峡ヲ
至テ浦塩ニ歸還スト云ヘリ之ヨリ先キ十三日夜
半全船ヨリ密ニ上陸セリト報傳ルヤ縣外事課ヲ始メ
各方面ニ涉リ更ニ警戒ヲ嚴ニ露人ヨツキニ宅ノ樓
索口ニニニ搭載短艇(小カッター)型四隻ニシテ汽動艇
ナク錨地ノ關係及海上警戒網ノ狀況ヨリ考ヘ上陸不可能
等調査ノ結果右ハ單ナル謠傳ニ過サルト判明セリ
尚同船乗組露國新聞記者ハ露國労働階級
ノ厚難ヲ日本労働者ニ傳ヘテ之ヲ日本ハ此天
ヲストラケレヨシニ當リ天ノ使命ヲ知レリヤ之將三

終

大正十五年九月十九日

極秘

横濱船渠株式会社

常務取締役 東條玉太郎

海軍艦政本部特別顧問 安部清種 殿

震災被害第一回報告

今回震災、依ル劣社場久軍艦那珂、被害ハ目下ノ処詳
細之ヲ調査シ、得ルモノ今日迄、調査ニ先処ニ依リ大略左記
ノ通ニ決劣者猶詳細、点ハ追テ調査、上仰報表ナリ、以
不取敢テ段々、仰報表ナリ

記

一 本社事務所及監督官室

全焼

二 造船部

不 現 國 船 匠 工 場

只 造 秘 機 械 工 場

八 燒 鐵 工 場

二 山 形 工 場

六 造 船 仕 上 工 場

一 船 台

ト 造 船 部 事 務 所

三 造 機 部

不 模 型 工 場

只 工 具 工 場

八 鑄 鐵 工 場

二 銅 工 工 場

六 表 造 工 場

全 燒

約 三 割 破 損 作 業 差 支 ナシ

全 燒 但 炉 完 全 作 業 可 能

全 燒

半 燒

約 一 割 破 損 作 業 差 支 ナシ

全 燒

全 燒

半 燒

約 三 割 燒 失 作 業 可 能

約 五 割 左 因

被 害 ナシ 作 業 差 支 ナシ

一 表機工場
 二 鑄物工場
 三 電氣工場
 四 造機部事務所
 五 修理部
 六 鉄工工場
 七 水渠工場
 八 表機工場
 九 第一号水渠
 十 第二号水渠
 十一 第三号水渠
 十二 流入水渠

同 同 同 同 同 同 同
 燒 燒 在 在 在
 一部破損
 黄岸破損

軍服那珂積實概約那先

一 工事要目

1. 龍骨振付 大正十一年六月十四日

2. 進水予定 大正十一年十月十日

3. 竣工予定 大正十一年八月十二日

二 大正十一年八月末日調 搭載重量及銃銃数

船体部 約 二五〇吨

機兵部 約 四三〇吨

銃銃数 約 七七〇丁

三 機関部

1. 主クランク及減速装置 四台分 工場内 損傷ナシ

2. 五役水器(考機室)二台 船内管約五台分 換装用水压検査

八 回 (後機室) 二名 工場内 損傷 ナシ

二 軸系装置 同 同

ホ 為後機室内補機 同 同

1. 前機室 主抽気ポンプ二名、送圧注油ポンプ二名 船内

油冷却ポンプ一名、消防ビルチポンプ一名

2. 後機室 消防ビルチポンプ一名 船内

3. 右以外、補機全部 工場内

ハ、主缶十二個 船内 全部中心油、多少損傷有ル様

ト、缶室補機 全部中心油、多少損傷有ル様

標ナレハ油査ノ上水圧検査スル下ニルベシ

ノ 大型送水ポンプ十名、小型送水ポンプ六名

大型噴霧ポンプ四名、小型噴霧ポンプ二名

房艇付ポンプ一名、消防ビルチポンプ一名

(三)

第一二番室内送風機

四名

室内

2. タルビ送風機

二场内

損傷ナシ

天諸管弁

1. 室内積込、分 損傷ナシ

2. 二场内、銅管多少、損傷アリ

3. 重油噴霧器

倉庫内

全部焼損

三 官給兵器

全部焼損ヲ免レ安全

1. 空気圧搾唧筒

二名

2. 毒気兵器領収簿、モ、全部

四 移作部

係付油書ノ通

最初地震ノ為移作ハキールボックスヲ倒レ移作ハ五呎右舷ハ

三呎動キ左舷ハ約五度ノ傾斜ヲナス

其ノ後火災、為キールボックスニ進水ハ全焼セルヲ移作ハ

直接祢名落千（別圖通）祢底ハルチキル以下ハ燒
損屈曲也

祢作ハ金木通シテ約二尺ノ曲リヲ生シタルモク如シ又祢作ノ
糸ハ分テテ在室ハ内都ト支柱久木材ヲ燒ク

海軍省副官

横濱情報 (九月二十日第三戰隊司令部)

連絡將校 曾爾大尉

一、米重細亞艦隊 (ホーキンス以下驅逐艦八隻) 午後三時出港ス

米長官ハ特別ナル友情ヲ表示シ列國艦艇ニ對シ

日米親善ノ深厚ナルヲ覺知セシメシカ爲特ニ出港

ニ際シ國旗ニ對スル禮砲施行ノ件ヲ申出タルニ對

シ第三戰隊司令官ハ之ヲ受諾セラレタル結果禮砲

ノ交換ヲ行ヒ頗ル満足ノ意ヲ表シ居タリ

一、横濱港務部長未タ無力ナル爲外國艦艇等ニ

テ港内勝手ニ碇錨セル向キアルヲ以テ當司令部

於テハ *Shoreline Regulation* 嚴守方取締中

藤田

映

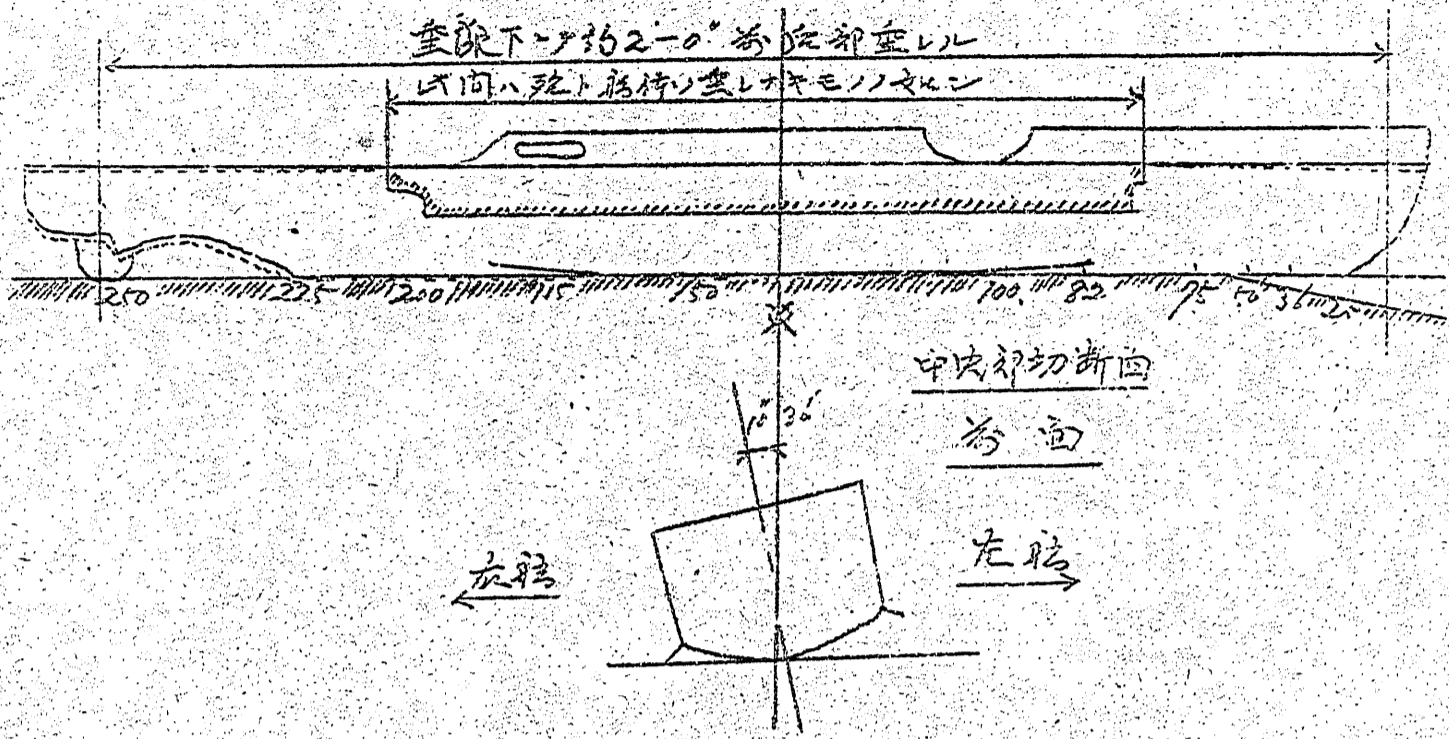
1052

三、荷役、能率増進上漸次會社側ヲシテ請負ハ
シム

四、軍艦那珂ヲタルビニ完全ナリ横濱船渠會社ニ
於ケル警戒、陸軍ノ手ニ移レリ

五、乗船場警戒及棧橋司令部附近ノ警戒ニ
陸兵ノ増援ニシテ漸次撤退ノ豫定ナリ

(3)



大正十三年九月十日

◎ 軍艦那珂丸 艦壳被突調査 (船体部)

最初地味が船体ハ、凡ソ、船体ノ傾斜ヲ、五呎、
 右舷、三呎、高キ、左舷、約五度ノ傾斜ヲ、有ス
 其ノ後、火災、船体、凡ソ、船体、凡ソ、船体、凡ソ、船体、
 其ノ船体、凡ソ、船体、凡ソ、船体、凡ソ、船体、
 船底、凡ソ、船底、凡ソ、船底、凡ソ、船底、
 船体、凡ソ、船体、凡ソ、船体、凡ソ、船体、
 船内、凡ソ、船内、凡ソ、船内、凡ソ、船内、

- 一 外板 D 以下全船 凡ソ、船体、凡ソ、船体、
- 一 二重底 凡ソ、船底、凡ソ、船底、
- 一 三層及船骨 第三層以下、船体、
- 一 船体、凡ソ、船体、
- 一 大型構物、船骨、船体、
- 一 甲板、凡ソ、甲板、

急五第二三一号

大正十三年十月二日

参考

京畿海軍社政支部第五部長

安海海軍社政支部長

軍務局

携傷形渠社政支部遺骸係震災被害視察

邪先ノ件

頭重ノ閣下職視察ノ状況別冊ノ通

右提出ス

別冊一部添

(別冊)

()

12.10.6

1055

横浜船渠株式会社造船関係震災被害視察報告（^{工事}詳視察）

造船所等トシテハ主要工場タル機械表在鑄造各場ハ火災ニ因ル

被害輕微ナリシテ全件トシテノ損害ハ主トシテ震災ノニニ因ル以下

大略ノ状況ヲ述フ

一 機械工場

火災ヲ蒙ラズ

地震ノ為地盤ノ屈曲ヲ生シ居レルモ甚シカラズ

起重機ノ運行ハ建物一部ノ修理ヲ行ハ不可能ナルカ如シ

工場機械ハ大部分揺付直シノ必要アル可キモ大作ニ於テ破損

セルモノナシ

表缶工場

火災ノ被害ナシ

地盤ノ屈曲ヲ生シ居レリ

此等機、運行ハ現在建初ヲ以テ可能ナリヤハ疑問ナリ
細ノ調査ヲ要ス

工場機械ノ損害ハ輕微ナリ

三 鑄造工場

火災ノ被害ナシ

地盤ハ層曲シ居ナリ

起重機、運行ハ建物大修理ヲ行ハシメハ困難ナリ

工場機械ハ破損セシメタルハ恢復ハ比較的容易ナリ

四 模型工場

全焼

五 鋼工場

火災ノ被害大破ナリ

六 煉鋼工場

火災ノ出大被害ナリ

工場機械ハ損害輕微ナリ

表因工場

金 燒

六 軍艦那珂機肉

在ハ艦内搭載席ナルカ損害ナキ見込

主機械ハ機械工場又表在工場内ニリシカ火災ヲ免レシマシテ

安全ナル見込

補給ノ一部ハ艦内搭載席他ハ五トシテ機械工場内ニリ凡テ

損害ナキ見込

(3)